



# 2013年度人勸 俸給表による比較で 官民格差29,282円 是正勸告せず

## 総裁談話で、国会と内閣に

## 平成二六年四月以降の給与水準の確保を要請

人事院は、八月八日 国会と内閣に対し、職員等の給与等に関する報告等を行いました。この報告の際に発表された総裁談話で「平成二六年四月以降の給与については、民間準拠による給与水準を確保する必要がある」ことを国会と内閣に要請しました。

私たちユニオンは、今年の勧告に向けて「支給給与を基に官民比較を行え。特例法の撤廃・管理職員の超勤手当について勧告を行え」「高齢者いじめの勧告は中止せよ」と、今年四月より「国家公務員職員の災害時や深夜勤務の超勤支給を求め、署名」を全国で取り、事務所に提出すると同時に地方事務局交渉を申し立てました。提出した署名の合計は二

〇八八筆にも及んでいません。今回の報告で、人事院は実際の支給給与を基にした官民比較では、七、七八% 二九、二八二円もの差があることがわらず、支給されていく給与との民間比較を行い「格差が小さい

	人事院 提出数
東北	156
北陸	259
関東	220
中部	278
近畿	347
中国	121
四国	179
九州	347
地理	181
合計	2088

として是正勸告を行いませんでした。また、ポータルの支給月額も「民間と均衡しており」として改定を行いました。私たちの給与削減の最大の理由であった未

## 五〇歳台職員の給与削減には触れず

また、各地方事務局交渉で「五〇歳台後半層における給与格差は相当程度存在している」として、二〇一〇年以降続けられ

てきた五〇歳台後半職員の給与削減については触れられていません。

曾有の大災害に対する「財政措置」は、二千万円もの予算が震災と関係のない目的外に使用されたり、国会議員の歳費削減が、半年度に元に戻されたりと、その論拠を失っていることは全国の地方事務局交渉で私たちが指摘してきたところです。人事院は、現在の憲法や国公法違反の状況は正を国会と内閣に勧告すべきなのです。なお、総裁談話で「給与減額支給措置が終了する平成二六年四月以降の給与については、民間準拠による給与水準が確保される必要がある」と考えます。国会及び内閣において民間準拠による適正な給与が確保されるよう要請します。」と発表しました。人事院の存在価値を掛けてその実現に動くべきです。

## 給与制度の総合的見直しも

は、なお、今回の報告に見直しも実施できるものがある。「地域間や世代間の給与配分の見直し、民間の組織形態の変化への対応、職務や勤務実績に合わせた給与の見直しを実施できる」と報告しています。

## 再任用について

再任用については、平成二六年度以降の実態を見ても必要ない検討を加えるとしています。

## 民間給与との格差

「特例法」により減額された現在の給与での比較	-29,282円	-7.78%
「俸給表」によるもらっていない給与との比較	-76円	-0.02%

## 給与等に関する報告の骨子

### ○ 本年の給与等に関する報告のポイント

#### 月例給、ボーナスともに改定なし

- ① 月例給の較差について、給与改定・臨時特例法に基づく給与減額支給措置による減額前の較差を算出し、併せて減額後の較差も算出
  - ・ 減額支給措置は民間準拠による改定とは別に東日本大震災に対処するため、本年度末までの間、臨時特例として行われているものであることを踏まえ、昨年同様、減額前の較差に基づき給与改定の必要性を判断
  - ・ 減額前の較差(0.02%)が極めて小さく、俸給表等の適切な改定が困難であることから、月例給の改定は見送り
- ② 公務の期末・勤勉手当(ボーナス)の支給月数は、民間と均衡しており、改定なし
  - ・ 上記給与減額支給措置が行われていることを勘案

#### 給与制度の総合的見直し

減額支給措置終了後に、俸給表構造、諸手当の在り方を含む給与制度の総合的見直しを実施できるよう準備に着手

- ① 民間の組織形態の変化への対応
- ② 地域間の給与配分の見直し
- ③ 世代間の給与配分の見直し
- ④ 職務や勤務実績に応じた給与

### I 給与勧告制度の基本的考え方

- ・ 国家公務員給与は、社会一般の情勢に適応するように国会が随時変更することができる。その変更に関し必要な勧告・報告を行うことは、国家公務員法に定められた人事院の責務
- ・ 勧告は、労働基本権制約の代償措置として、国家公務員に対し適正な給与を確保する機能を有するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤
- ・ 公務には市場の抑制力という給与決定上の制約がないことから、給与水準は、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間の給与水準に準拠して定めることが最も合理的

### II 民間給与との較差に基づく給与改定

約12,500民間事業所の約49万人の個人別給与を实地調査(完了率88.6%)

\* 民間給与を広く把握し、公務員給与に反映させるため、本年から調査対象を全産業に拡大

<月例給> 公務と民間の4月分給与を調査(ベア中止、賃金カット等を実施した企業の状況も反映)し、主な給与決定要素である役職段階、勤務地域、学歴、年齢の同じ者同士を比較  
月例給の較差について、給与改定・臨時特例法に基づく給与減額支給措置による減額前の較差を算出し、併せて減額後の較差も算出

- |                          |         |       |
|--------------------------|---------|-------|
| ○ 月例給の較差(給与減額支給措置による減額前) | 76円     | 0.02% |
| (給与減額支給措置による減額後)         | 29,282円 | 7.78% |

行政職俸給表(一)…現行給与	(減額前)	405,463円	平均年齢43.1歳
	(減額後)	376,257円	

- 官民較差が極めて小さく俸給表及び諸手当の適切な改定を行うことが困難であることから、月例給の改定は行わない
  - \* 勧告の前提となる官民比較については、給与減額支給措置は民間準拠による水準改定とは別に東日本大震災に対処するため、本年度末までの間、臨時特例として行われているものであることを踏まえ、給与法に定める給与額に基づき実施